

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察，産業経済，総合政策建設，文教観光及び環境厚生各常任委員会は，それぞれの委員会室において，6月10日及び11日の2日間にわたり，所管に係る議案等について審査及び調査を行った。

総務警察委員会

（委員長報告 令和6年6月18日本会議）

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案4件につきましては，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また，専決処分報告3件につきましても，いずれも全会一致で報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず，議案第63号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」のうち，「県議会議員補欠選挙執行及び啓発」に関し，啓発に係る経費と啓発の方法について質疑があり，「県議会議員補欠選挙に係る経費3,234万9,000円のうち，啓発に係る経費として107万4,000円を計上している。また，今回の県議会議員補欠選挙の啓発については，知事選の啓発と併せて実施することとしており，具体的にはCM，ポスター，インターネット広告，新聞広告，懸垂幕の掲示，街頭啓発等を行って行く予定である。」との答弁がありました。

委員からは「県知事選，県議会議員補欠選挙ともに重要であるので，しっかりと県民に届くように啓発していただきたい」との要望がありました。

また，「県有施設整備積立基金積立金」に関し，農業試験場跡地25街区及び26街区の売却額と地価公示価格等との比較について質疑があり，「路線価等から算出した同街区の不動産鑑定評価額は約40億円であったが，入札により，約64億円で売却されたところである」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に，陳情につきましては，継続審査分の陳情1件について，継続審査とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に，県政一般の一般調査について申し上げます。

警察本部関係では，県警察の不祥事案件について集中的に調査を行いました。

はじめに，警察本部長から「前生活安全部長が国家公務員法違反で逮捕され，勾留理由の開示の場で，私が県警察の職員に係る二つの事案に隠蔽を図ったかのような発言を行ったことは誠に残念であり，県民の皆様に深くお詫びを申し上げる。同事案については，いずれも県警察において必要な対応が取られており，私が隠蔽を意図して指示を行ったことは一切ない。また，枕崎署員に係る盗撮事件について，前生活安全部長の在任中に，本部長事件指揮簿が作成され，同部長への伺いがなされた事実は確認されておらず，事件認知時に同部長が私のところに来た事実もない。同人の主張は国家公務員法違反事件を敢行した動機に関することであり，なぜそ

のような主張を行ったか、事件捜査の中で必要な確認を行っていくべきものと考えており、捜査が終結した際には、改めて私自身がしっかり御説明させて頂きたいと考えている。また、公安委員会からは「事案の解明に尽力するとともに抜本的な再発防止対策を講じて、一連の非違事案によって生じた混乱を一刻も早く収束させ、本来の警察業務の遂行に支障が生じることがないように、万全を期することを求める」との文書もいただいたところであり、真摯に受け止めるなければいけないと思っている。県警察としては、本件の全容解明を図るとともに、より抜本的で網羅的な再発防止策の検討を進め、一日も早い県民の皆様の信頼回復に努めてまいることが県民に堅くお誓い申し上げる」との謝罪及び説明があり、その後、議論が交わされました。

主な議論について申し上げます。

まず、「本部長自身に隠蔽疑惑がある中で、どのように警察職員への信頼回復を図っていくのか」との質問があり、「自身に向けられている疑念は、前生活安全部長の動機に関わる部分であるため、捜査の中で確認が行われ、その結果について説明を尽くしていくことが信頼回復を図る第一歩である」との答弁がありました。

また、警察庁による監察の実施基準について質問があり、「警察庁による監察の実施に基準はなく、個別の事案ごとに判断されるものとする。なお、県公安委員会は、県警察の事務または警察職員の非違に関して、県警察がみずから行った監察が不十分と認めた場合に、再度徹底した監察を指示することができる」との答弁がありました。

また、警察本部長に対する捜査の予定について質問があり、「現時点では、警察本部長に対する聴取の予定はない。ただ、事案の捜査を進める中で、必要があれば聴取を行うこととなる」との答弁がありました。

また、枕崎署巡査部長の逮捕事案について、署長指揮事件から本部長指揮事件に変わった時期について質問があり、「当該時期については捜査の中身に関するものであるため答弁は差し控えたい」との答弁がありました。

また、前生活安全部長の逮捕事案が内部公益通報制度に該当するのではないかとの質問があり、「県警察における内部公益通報制度は、県警察職員等が、県警察や職員による法令違反行為等を内部公益通報窓口に通報できる制度であるが、不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的など、不正の目的でなされるものは対象外となる。本事案が内部公益通報に該当するか否かについては、現在、捜査中の事件であり、その動機が本制度に該当するのかわからないため、現時点においては答弁は差し控えたい」との答弁がありました。

委員からは、「県警察の幹部である本部長や部長が隠蔽疑惑等で報道されるということは言語道断である。県民が被害に遭った時に一番頼れる組織は県警察であり、警察職員が誇りと自信を持って仕事を遂行できるように、早く組織一丸となって汚点を返上するような取組を強く求めたい」「こうした事案は現場の警察職員の士気に関わってくるものであり、こういうときだからこそ、しっかり情熱を持って県民の安全を守っていただきたい」「県民は一日も早い全容解明を望んでおり、適宜議会に対して進捗等を報告するなどしながら、県民への説明責任をしっかりと果たしていただきたい」などの要望があったほか、「理解ができない部分や腑に落ちない部分、議論がかみ合わない部分がある」との意見もありました。

当席からも、「質問に対し、もう少し真摯に答弁いただきたい」との要望をしたところであります。

県警察の不祥事案件につきましては、引き続き、丁寧にしっかりと調査を行ってまいります。最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方公共団体は、社会保障への対応や地域交通の維持など、その果たすべき役割が拡大する中で、こども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想の推進など様々な政策課題に対応しなければならず、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想されることである。引き続き、地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められることから、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和6年6月18日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第63号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」に関して、令和7年度に本県で開催したいと考えられている全国農業担い手サミットの開催期間や想定参加者数、期待される効果について質疑があり、「全体会と現地研修会の2日間の開催となり、過去25回の開催平均では、約2,100人が参加している。全国トップレベルの農業者との交流を通じ、新たなネットワークの構築や経営感覚に優れた農業者の育成につながると考えている」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、陳情につきましては、継続審査分の陳情4件につきまして、継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2009号「八重山周辺における風力発電事業の推進について」は、「引き続き推移を見守る必要がある」として継続審査を求める意見と、「現時点で、いろいろな問題点が挙がっている」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第2012号「鳥インフルエンザ埋却地に起因する長迫池等の復旧整備について」は、「出水市は、長迫池を含むため池の環境改善を図るため、地域住民へ説明の上、3月と4月に微生物資材を散布し、その後に県が行った水質・土壌・臭気検査結果は許容値の範囲内であった。また、検査結果は住民代表と協議の上、リーフレットを配布して住民に周知を図っており、県は今後も出水市と連携して各種検査や水稲作の栽培技術指導などを行っていくことから、引き続き状況等を把握しながら委員会で議論を行う必要がある」として継続審査を求める意見と、「県による対応は現在も行われている」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

最後に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係で、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に関して、令和7年度における輸出目標額である約500億円のうち、水産物の目標額及び目標達成に向けた取組について質問があり、「水産物の輸出目標額は約200億円であり、農林水産物全体の輸出目標額の約40パーセントを占める。県としては、漁業協同組合や輸出商社等が一体となって取り組む海外における県産水産物のフェアや商談などの販売促進活動に対して支援を行うこととしている」との答弁がありました。

また、「産業用地確保可能性調査事業」について、事業の進捗状況と今後の流れについて質問があり、「3月下旬から4月下旬にかけて調査業務委託に係るプロポーザルを実施し、総合建設コンサルタント会社と契約を締結したところである。今月から8月頃にかけては、全国の半導体等電子関連や自動車関連、食品関連等の企業約1,000社に対して、本県への進出意向や設備投資の動向、進出に当たっての条件等についてアンケート方式によるニーズ等調査を行う

こととしている」との答弁がありました。

農政部関係では、「かごしま食と農の県民条例の見直し」について、食料・農業・農村基本法の改正法に係る新たな施策や方向性の条例への反映や、条例改正に係る有識者との意見交換会の構成員について質問があり、「当該県民条例は、基本的な方向性を示す規定であり、基本法の新たな施策や方向性を踏まえ、今後、関係者から御意見を伺いながら、見直しを進める予定である。国の具体的な施策については、『かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針』において反映していく予定である」、「意見交換会の構成員については、現在調整中であるが、農業団体や農業者、消費者団体、加工流通業者など約20名を想定している」との答弁がありました。

委員からは、「県の独自性も出していかなければならない。県の施策にどのように反映していくのかを県議会にも示してもらいたい」、「意見交換会の構成員は、年代や男女比に偏りが出ないように選定していただきたい」との要望がありました。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和6年6月18日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第63号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第1号)」に関し、総合政策部関係では、肥薩おれんじ鉄道に関し、同鉄道未来戦略検討事業の内容について質疑があり、「関係機関で新たに設置する協議会の運営や、各種データの整理・分析等を行うことにより、将来にわたり持続的に運営可能となる方策の検討を行う」との答弁がありました。

また、県市町村振興協会の基金を活用した5年間の支援終了後の資金調達について質疑があり、「協議会において、負担構造のあり方や地域でどう支えていくのかなどについて、5年後を見据えて、しっかり議論していく」との答弁がありました。

次に、議案第71号「裁判上の和解について議決を求める件」に関し、「補修会社である原告が、損傷箇所の原状復旧について、県の指示により損傷箇所とは異なる箇所を補修したことによる請負代金請求の訴えだが、再発防止策はどうするのか」との質疑があり、「審査を行う地域振興局・支庁等に対し、損傷箇所の確実な把握に努めることを基本に、原則、原因者に立ち会いを求める、これに困り難い場合は、原因者からの写真の提出を求めるなど、損傷箇所の特定を行うよう通知文を発出した。今後は再発防止に向けて十分に対応してまいりたい」との答弁がありました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部関係で、防災対策について、論議が交わされました。

公共土木施設等の防災対策について質問があり、「「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算等を積極的に活用し、流域治水対策などのハード対策やソフト対策、高規格道路のミッシングリンク解消、インフラの老朽化対策など、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいるところである」との答弁がありました。

また、河川の氾濫を未然に防止する寄洲除去の状況について質問があり、「令和2年度から

は、今年度までの特例措置となっている緊急浚渫推進事業債を活用し、緊急性の高い箇所から順次実施しているが、未だ約80万立方メートルが残っているとされる。令和2年度以降は、年間約25万立方メートル掘削できており、再度堆積する分を年約10万立方メートルと見込むと、今後約5年間で安定性を保てると考えるため、緊急浚渫推進事業債の令和7年度以降の期間延長について、県開発促進協議会等を通じて、国に対し要望を行ってまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「本県は離島や半島を有し、本土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われている独自の事情もあり、それぞれの場所で、どのような形で安全対策をとっていくのか、まさに地域の国土強靱化、災害対策をどのようにとっていくのが課題である。行政の各所管毎に、しっかりと対応していただきたい。そのためにも財源の確保が必要である。」との要望がありました。

これらの議論を踏まえ、委員から、「本県において防災・減災、国土強靱化に取り組んでいるところであるが、その取組は未だ道半ばであり、さらなる推進には中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、予算・財源の確保が必要であることから、『防災・減災、国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書』を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

次に、一般調査について申し上げます。

総合政策部関係では、畜産及びインフラ・建設分野におけるGXの取組のメリットについて質問があり、「畜産GXについては、飼料用アミノ酸を活用し、肥育期間の短縮を図ることで、牛から排出される温室効果ガスの削減と、生産コストの低減・生産性の向上、J-クレジットの活用等により、農家の収益改善につながる。インフラ・建設GXについては、県工業技術センターが開発した技術を用いて、セメントの代替となるシラス由来の火山ガラス微粉末の量産化を促進し、低炭素型シラスコンクリートを普及させることにより、関連企業の立地や県内企業による関連製品の開発など産業振興が図られるとともに、県の特許収入が見込まれる」との答弁がありました。

委員からは、「インフラ・建設GXについては、地場企業が努力して報われるようなプロジェクトになるように進めていただきたい」との要望がありました。

文教観光委員会

(委員長報告 令和6年6月18日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案3件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第73号「裁判上の和解について議決を求める件」については、まず、執行部から、「前途ある生徒のかけがえのない命が失われるという重大な事態を避けなかったことについて厳粛に受け止め、生徒と御家族に対し、改めて謝罪する」との発言がありました。

委員からは、和解に至るこれまでの経緯について質疑があり、「裁判官からなされた和解勧告の内容が、再発防止に向けたこれまでの取組をさらに継続していくという、県の主張がほぼ認められたこと、原告も和解勧告を承諾された旨、裁判所から県の代理人を通じて連絡があったことから、裁判上の和解を行うものである」との答弁がありました。

委員から、「原告の思いをしっかりと受け止めて、和解条項となっている公立学校等におけるいじめ防止のための対策及び重大事態の発生防止策の取組を実行していただきたい」、「裁判上の和解であることを踏まえ、和解で約束した取組の継続等について最大限の努力をお願いしたい」との意見がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた取組状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、本年4月5日に行われた事業者の募集・選定に係る入札公告の際に公表した入札説明書の概要、入札説明書等に関し、事業者から寄せられた質問に対する県の回答内容及び県民への周知・広報の取組状況等について説明がありました。

委員から、事業者選定過程における公開プレゼンテーションの実施について質問があり、「事業者のノウハウの流出を防止する観点から、配慮を行って実施した他県の事例も参考にしながら、実施するとした場合、どのような開催方法が可能かなどについて、事業者と意見交換を行いたいと考えている」との答弁がありました。

また、委員からは、「要求水準書には、県内企業の参画を積極的に図るということも書かれている。施設整備の段階から地元経済へ寄与できる工夫が大事であり、この機会を最大限に生かすべきである」といった意見や、「一つの大きなプロジェクトに参加したということが、稼ぐ力に変わり、県の歳入につながっていくので、鹿児島市の事業者に限らず、県内の事業者にも参入してもらえよう取り組んでもらいたい」との要望がありました。

教育委員会関係では、「教員確保に向けた取組」について論議が交わされました。

まず、執行部から少子化の影響により児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級の急増などにより、必要な教員の数が増えている状況や、今後、本県教職員の定年退職者が増える見込であることなどの説明がありました。

また、これらの状況を踏まえ、教員採用試験の日程変更や特設のホームページによる広報活動、地元の大学・短大との連携による講座開設や講義への講師派遣など、さまざまな教員確保の取組を進めているとの説明がありました。

委員から、「教員の未配置が現在、どれぐらいあるのか」との質問があり、「本年4月の始業式時点で28人、5月1日時点で22人となっている」との答弁がありました。

また、小中学校及び特別支援学校において約1,200人の臨時的任用教員が必要となっている理由について質問があり、「年度末・年度当初に学級数の急な変動が生じることが要因の一つである」との答弁がありました。

委員からは、「臨時的任用教員を含む教員の給与等は、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっていることから、国の責任において教育水準の低下や地域間の不均衡が生じないように、制度の堅持及び拡充も含めて確実な財政措置が講じられるよう要望すべきである」との意見がありました。

環境厚生委員会

（委員長報告 令和6年6月18日本会議）

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

委員会に付託されました議案5件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」のうち、保健福祉部関係では、「感染症予防対策事業」の「新興感染症対応力強化事業費補助」の内容に関して質疑があり、「新興感染症発生時に備えた病室等の感染対策に係る整備や、平時から防護服等を備蓄しておくための保管庫等の施設整備、検査に必要な設備の整備などに要する経費を対象としている。補助の対象は、新興感染症に対応いただける医療機関等で、コロナ交付金では補助対象外であった薬局や訪問看護事業所等も一部補助対象となっている」との答弁がありました。

委員からは、「公衆衛生の向上に繋がるよう、取り組んでいただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情5件については、いずれも不採択とすべきものと決定し、継続審査分の陳情9件については、3件を不採択、6件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5015号及び陳情第5019号など、健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める新規の陳情4件については、「さらに議論を深めていく必要があることから継続審査」との意見、「マイナンバーカードに対する国民の不安と懸念があることから、国に対し意見書を提出すべきであり採択」との意見、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意であり、健康保険証廃止後も、マイナ保険証を保有しない方には資格確認書が発行され、確実に保険診療が受けられるとされていることから不採択」との意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、（仮称）日置市及び鹿児島市における風力発電事業に関する継続の陳情3件については、環境影響評価準備書に対する知事意見への事業者の対応状況の確認に関して質疑があり、「環境影響評価法において、事業者には環境影響評価書の内容について、県に対して説明する手続は設けられていない。しかしながら、準備書に対する経済産業大臣勧告において、『本事業計画の今後の検討に当たっては、県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること』とされていることから、事業者が評価書を国に送付する前に説明があるものと認識している」との答弁があり、採決の結果、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

保健福祉部・子ども政策局・県立病院局関係では、「医療・介護分野における人材確保対策について」集中的な論議が交わされました。

まず、執行部から、「介護職員の労働環境・処遇の改善の観点から、介護職員の働きやすい職場づくりを目的とした、生産性向上全般にわたる相談対応などに重点的に取り組むため、ワンストップ型の支援相談窓口として、県介護生産性向上総合相談センターを6月1日に開設したところである」との説明がありました。

次に、介護職員確保のための取組に関して、執行部から「介護福祉士養成施設に通う学生に対し、県社会福祉協議会を通じて修学資金の貸付を行っているほか、介護の入門的研修を行い、毎年100名を超える方に受講いただいている。同研修後、希望者に対しては、県社会福祉協議会でマッチングを行っており、毎年数名の就職に結びついている。介護職員の需要と供給のギャップがなるべく埋められるよう取り組んでいるところである」との説明があり、委員からは、「なぜ若い方々が介護職に魅力を感じていないのか、課題の洗い出しを行っていただきたい。介護職に対するよいイメージ作りができれば、若い方々にも興味を持ってもらえると思う」と

の意見がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

保健福祉部関係では、医療審議会における救命救急センターの指定を巡る現在の状況について質問があり、「審議会においてさまざまな意見があったことから、答申の整理に時間を要しているところである。早期の答申案確定に向け、慎重かつ丁寧に調整を進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、救命救急センターの設置について、「地域の実情に応じて検討していくこととなり、本土では、新たな救命救急センターを2箇所から5箇所設置することで他県並みの体制となる」との説明がありました。

委員からは、「霧島や大隅地域などにおいても救命救急センターの指定に向けて努力いただきたい」との意見が出されたほか、複数の委員が、「救命救急センターの指定は県民の命に関わる問題であり、県においては早期に結論を出していただきたい」との意見で一致したことを特にご報告申し上げます。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和6年6月14日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から、令和6年度における主な海外経済交流関係事業の概要等について説明を受け、これに対する質問等を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和6年6月17日)

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が、陳情8件、無所属の小川議員が陳情6件について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮し、共産党は10分以内、小川議員は5分以内とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 追加議案について

(1) 鹿児島県議会会議規則一部を改正について

(2) 鹿児島県議会委員会条例の一部改正について

協議に先立ち、議長から今議会に追加議案として、「鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則案」及び「鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例案」を提案したいとの発言があった。

議事課長から、改正の趣旨及び内容について説明があり、全会派等賛成であることが確認され、協議の結果、全会派等賛成のため、提出者は議会運営委員会とすること、提案理由説明、質疑・討論は行わないこと、委員会提出の議案となることから委員会付託は行わないこと、明日6月18日の本会議で採決すること、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

5 意見書案について

委員会提出の意見書案2件について、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

7 6月18日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 令和6年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月12日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会1か月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。

なお、開会1か月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、8月16日（金）頃の予定とされた。

9 その他

県民連合のふくし山委員から地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会の設置について提案がなされ、各会派等持ち帰って協議していくこととされた。